



関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

令和3年2月27日
本 部 事 務 局

1 趣 旨

行政手続きに関する押印の見直しの一環として、新たに職員となった者が署名する宣誓書について、押印を不要とするため、所要の改正を行う。

2 改正内容

関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例別記様式の押印欄を削除する。

3 条例改正案

関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（令和元年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に署名し、」を「を」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 今後の予定

令和3年2月27日 広域連合議会に条例案上程

